

重要事項説明書

小規模多機能型居宅介護 あかつき

ゆたかな実家株式会社

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
(介護予防) 短期利用居宅介護

《あかつき》重要事項説明書

<令和6年10月1日現在>

1. 事業の目的

ゆたかな実家株式会社が設置経営する「あかつき」では、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、利用者が自宅で可能な限り暮ら続けられるような生活の支援を行い、通い・訪問・宿泊サービスを柔軟に組み合わせて提供することを目的とする。

2. 運営方針

- 1 事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努める。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. 事業者

名称 : ゆたかな実家株式会社
所在地 : 福島県郡山市備前館2丁目22-6
代表者名 : 代表取締役 溝井 博紀
電話番号 : 024-983-3874

4. 施設の概要

名称 : あかつき
所在地 : 福島県郡山市備前館2丁目22-6
管理者名 :
電話番号 : 024-983-3875
介護保険指定番号 : 0790301006号
通常事業実施地域 : 郡山市内（ただし、田村・湖南地区は除く）

5. 営業日及び営業時間

営業日 : 365日
営業時間 : 24時間
(通いサービス 7時～20時 宿泊サービス 20時～7時 訪問サービス 24時間)

6. 定員

事業所の登録定員は、29名とする

利用定員（通いサービス） 18名

利用定員（宿泊サービス） 9名

7. 事業所の職員体制

（1）管理者 1名

事業所職員の管理及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、評価その他の管理を一元的に行なう。

（2）介護支援専門員 1名（非常勤介護従事者と兼務）

利用者の(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成を行なう。

（3）介護従業者 10名以上（内1名は看護職員）

介護従業者は登録者の居宅を訪問して(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供する。

看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

8. サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の事業者と協議の上、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行なう。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

（介護予防）短期利用について

登録定員の範囲内で、短期間のサービスを提供する。

担当の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認められた場合にサービスを提供する。利用開始に当たって、あらかじめ7日以内（やむ得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

利用者を担当する居宅介護支援専門員の居宅サービス計画書の内容に沿い、当該事業所の計画作成担当者が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該計画書に従いサービスを提供する。

（1）通いサービス

①事業所において食事の提供及び食事の介護、入浴、排泄の自立について適切な援助を行う。

②利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努める。

③血圧測定等利用者の全身状態の把握を行なう。

④利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行なう。

(2) 訪問サービス

- ①利用者宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話をを行う。訪問サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気）は無償で使用させていただきます。

(3) 宿泊サービス

- ①事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話や機能訓練を行う。
- ②利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努める。
- ③常に利用者の健康に注意し、疾病の早期発見・予防・健康保持に適切な措置をとるよう努めます。

9. 利用料金

下記、①～③の料金に関しては、料金表別紙 1 を参照ください。

① 介護保険対象サービス

- <（介護予防）小規模多機能型居宅介護> 月額定額制
- <（介護予防）短期利用居宅介護> 日額制

※ご利用料金の負担割合は「介護保険負担割合証」に記された負担の割合となります。

※月の途中から登録した場合には、登録日数に応じて日割りした利用料となります。

② 介護保険対象外サービス

③ その他加算一覧

- ④「介護職員処遇改善加算Ⅰ」として、基本利用料に各種加算を加えた 1 ヶ月あたりの利用料に 14.6%が加算されます。介護人材の安定的な確保とサービスの質の向上のため、設立されました。

⑤請求・支払い方法

- ・毎月 15 日までに前月分の請求書を送付いたしますので、27 日までにお支払いください。入金確認後、領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金精算、金融機関振込み、口座引き落とし(27 日が土曜日の場合 29 日、日曜日の場合 28 日)の中からご契約の際に選べます。

10. 緊急時の対応及び入院期間中の取扱い

- 1 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な処置を講じます。
- 2 利用者が、体調の急変などにより入院を伴う医療処置を行うことが必要とされる状態になった時は、速やかにご家族に連絡をし意向を伺った上で、利用者及びご家族が希望する医療機関への入院を調整します。
- 3 入院期間の身体上のお世話及び介助は、医療機関またはご家族対応となります。

1 1. 事故発生時の対応

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族に連絡をとるとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、利用者に対する(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は(介護予防)短期利用居宅介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、事業所の責にすべからざる事由による場合は、この限りではありません。
- 3 利用者は、利用者の故意または重大な過失により、施設又は備品等について通常の保守管理の程度を越える補修が必要となった場合には、その費用を負担することとします。

1 2. 非常災害の対応

- 1 天災その他災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います

1 3. 緊急止むを得ない場合の身体拘束

当事業所は、基本的に身体拘束は行いません。しかし緊急止むを得ない場合、その経過及び身体拘束のケア方法・時間帯・期間等について、ケアプランを基に説明し、理解・納得（同意）を得て、管理者決済後、身体拘束を行う場合もあります。

- 1 身体拘束を行う際には、以下のイ～ハの3つの要件をすべて満たした場合のみとします。
 - イ) 利用者様本人または他の利用者様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと（切迫性）
 - ロ) 身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと（非代替性）
 - ハ) 身体拘束が一時的なものであること（一時性）
- 2 原因となる症状や状況に応じて、必要最低限にする。
- 3 身体拘束を行っている期間中は、身体拘束に関する記録を作成し決済後、利用者及びご家族の確認を得る。
- 4 身体拘束の必要な状況が解消した場合は速やかに解除する。
- 5 利用者及びご家族等は、身体拘束に関する記録を閲覧し、その写しの交付を求めることができる。
- 6 実施状況の記録を整備しその廃止に向けた対策する会議を定期的を開催するなど身体拘束廃止の取り組みをします。

14. 個人情報の取り扱い

当事業所の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用いたします。

(1) 使用する目的及び場合

当事業所が、介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づいて指定居宅サービス等を円滑に実施するため、サービス担当者会議等において必要な場合に使用いたします。

(2) 使用にあたっての条件

ア 個人情報の提供は、(1)に記載する目的の範囲内で必要最小限に留めます。

イ 情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払います。

(3) 個人情報の内容

ア 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等従事者が(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は(介護予防)短期利用居宅介護を行うために必要な、利用者やそのご家族個人の情報

イ その他利用者及びそのご家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうる情報

15. サービスの内容に対する苦情受付

(1) 苦情は、面接、電話、手紙等による書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けします。

【苦情受付担当者】 管理者 橋本 拓也

【苦情解決責任者】 管理者 橋本 拓也

【電話番号】 024-983-3875 (受付時間 午前9時～午後6時)

(2) 当施設及び事業所で解決できない苦情は、郡山市役所保健福祉部介護保険課、福島県国民健康保険団体連合会に設置された福島県運営適正化委員会に申し立てることができます。

【郡山市役所保険福祉部】 住所 郡山市朝日1丁目23番7号

介護保険課 電話 024-924-3021

【福島県国民健康保険団体連合会】 住所 福島県福島市中町3番地7号

電話 024-528-0040

16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	無	評価機関名	
評価実施年月日	令和 年 月 日		
評価結果の開示		開示方法	

17. 当施設の協力医療機関

医療機関の名称	石井在宅クリニック
所 在 地	郡山市菜根 3-25-8
電 話 番 号	0 2 4 - 9 3 6 - 7 2 0 0

◆事業者

住 所 福島県郡山市備前館 2 丁目 22-6

事業所名 あかつき 印

管理者名 橋本 拓也 印

◆重要事項説明者 _____ 印

◆重要事項確認日 令和 年 月 日

◆説明を受けた方の署名

住 所 郡山市 _____

利 用 者 _____ 印

住 所 郡山市 _____

ご 家 族 _____ 印

緊急時連絡先 _____ 続 柄 _____